

### 個人保証に依存する金融機関、 問われる「脱保証」への本気度

#### 金融庁がガイドライン活用をより強力に促す流れに

「経営者保証に関するガイドライン」の適用が始まってから約4年半。6月27日に金融庁が公表した最新の数字によれば、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は16・1%（17年10月～18年3月の実績）にとどまり、依然として経営者保証に依存する金融機関の実態が浮かび上がる。こうした実態を政府や自民党も問題視しており、金融庁は今事務年度以降、金融機関の融資慣行や保証に対する考え方の是正に力を入れていく方針だ。

#### さほど変わらない 金融機関の取組み実態

2014年2月に適用された経営者保証ガイドライン。これは金融機関が融資にあたって経営者保証を徴求する際の規律や考え方を定めたものだ。中小企業の経営者や中小企業団体など

から、「融資の際に金融機関から求められる経営者保証が中小企業の成長や事業承継を阻害している」との批判が相次いだことを踏まえて策定された。ガイドラインにより、経営者保証に頼らない融資への取組みが期待されたが、金融機関の実態はさほど変わっていない。

ガイドライン適用後、金融庁は半期に1度、金融機関の保証徴求の状況について詳しい計数を集計し、公表している。それによると、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は16・1%（17年10月～18年3月の実績）で、15年4月～9月の12%から微増にとどま

っている。一部の地銀や信金では、5～8割といった高い数字を示すところもあるが、1割程度にとどまる金融機関が圧倒的だ。さらに、業態間の格差も目立ち、「メガバンクで約3割、地銀で約2割、信金・信組は1割程度」（金融庁幹部）の状況だという。金融庁は「金融機関



# トラブルの火種!? 安易な「民事信託」にご用心

超高齢社会の到来により、高齢者の財産管理が社会的な課題になっている。その有効な方策の一つが「成年後見制度」だが、利便性を欠く面もあって普及率は必ずしも高くない。そこで期待が集まっているのが「民事信託」だ。金融機関にとっては、収益物件の建設による財産の積極的な活用を通じて融資につながる可能性もある。ただ、土業などの専門家の取組みも成熟していないことから、野放図な対応では将来的なトラブルを抱え込むことにもなりかねない。

## 超高齢社会を迎え 期待を集める民事信託

高齢化率（65歳以上の高齢者が全人口に占める割合）が30%に達する2025年。認知症患者数は730万人に達し、高齢者の20%を占めるとも予想されている。他方、現時点で家計金融資産の約3分の2を60歳以上の世帯が保有しているため、その財産管理が大きな課題になる。

超高齢社会に対応した財産管理のための方策の一つが、家庭裁判所が選任する成年後見人等が財産の管理を行う「成年後見制度（法定後見）」だ。ただ、親族後見人による金銭の流用などの不正が相次いだことから、土業などの第三者を後見人等を選任するケースが増え、17年実績では73・8%を占める。不正を防止する目的で「後見制度支援信託」や「後見支援預金」の活用も

進んできたが、成年後見制度は判断能力が低下してから事後的に利用する制度であり、財産の積極的な運用もできないなど、必ずしも利便性は高くない。結果として、利用者数は17年末時点で21万人程度にとどまる。そこで注目が集まってきたのが「民事信託」だ。民事信託では、信託銀行や信託会社が受託者となる商事信託とは異なり、信頼できる家族などが受託者となる。例えば、子どもが受託者として親名義の不動産を管理・運用し、それによる収益は親が受益者として受け取るといった契約だ。本人の判断能力がある段階で信託契約を締結すれば、親の死後の受益者は長男、長男の死後は長女など、数世代にわたる管理・承継のスキームが実現できる。コスト面でも成年後見制度より負担は軽い。

金融機関には、受託者による「信託口座」の開設や、財産の収益化に向けた融資

などの役割が期待される。例えば、三井住友信託銀行では16年5月から、信託口座の提供を中心とした「民事信託サポートサービス」を展開。城南信金や西武信金、横浜信金でも民事信託のサポートを打ち出している。また、地銀でも16年9月の広島銀行を皮切りに、「民事信託対応パートナー」を導入する動きなどが広がっている。

## 問題のある民事信託案件

ところが、実際に金融機関に持ち込まれる民事信託案件の中には、スキームに問題がある事例が散見される。

まず挙げられるのが、遺留分の侵害だ。子の一人が受託者で、親の死後の受益者にもなっており、信託財産以外の財産を考慮しても他の相続人の遺留分を侵害しているようなケースでは、申立てがあれば信託契約自体が無効になってしまう。他の相続人が信託契約について知らされていないなど、相続人同士のトラブルにつながるような事例も少なくない。

ほかにも、受託者の権限が大きすぎるケースも問題だ。例えば、受託者が自由に受益者を変更する権限を有する契約や、信託財産を受託者の固有財産に帰属させることができるといった契約は、委託者の本来の意思に沿うものであるとはいえない。

信託業法上の問題となる可能性が懸念されるのが、委託者に身寄りがいないといった事情で、例外的に土業などの専門家が受託

# NISA発足5年目、金融機関に求められる戦略の見直し

## 制度導入後初めての非課税期間満了を迎え、投資家の裾野拡大に向けて課題の整理が不可欠

2014年1月に開始されたNISAは、制度開始直後は投資経験者を中心に口座数が急増したが、その後は伸びが鈍化し、普及へ向けた課題も多い。当面急がれるのは、制度の恒久化、スイッチングの認可、相続時の対応を進めることだが、新規利用者を広げるにはより直接的な税制面でのアピールも必要になる。NISAは今年で5年目となり、導入後初の非課税期間満了のタイミングを迎える。NISAを推進する金融機関は、現状の課題を整理したうえで顧客獲得のための真摯な取り組みが求められる。



野村資本市場研究所  
主任研究員

宮本 佐知子

### NISAの現状

少額投資非課税制度（NISA）は、2014年1月に開始された個人投資家のための税制優遇制度で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税となる。現在、NISAには、成年を対象とした「一般NISA」、積立投資に特化した「つみたてNISA」、そして未成

年を対象とした「ジュニアNISA」の3種類がある（図表）。制度開始直後は一般NISAのみの取扱いだだったが、開始直前の2013年末の日経平均株価が1万6291円、その後の株価はおおむね上昇基調だったため、NISA利用を通じて投資の成功体験を得られた人は多かつたとみられる。

金融庁の利用状況調査によると、18年3月末時点の一般NISA口座数は1117万189

3口座、総買付額は約13兆9287億円である。世代別に見ると、60歳以上が口座数の約52%、総買付額の約59%を占める。また、普及率（口座数／対象人口）は10・6%である。

### 思惑が絡み制度が複雑に

開始後4年間で急速に普及が進んだNISAは、海外からも大きな関心を集めている。一方で、外国関係者に仕組みを説明

すると彼らはしだいに怪訝な表情になり、「なぜそのような複雑な仕組みなのか」という質問を浴びせてくる。

この質問に答えるには、制度が設立された経緯を説明する必要がある。NISAは当初から口座開設期間が「14年から10年間」という時限措置として導入された。これは、NISAが、証券優遇税制を廃止し、配当・譲渡益の税率を10%から20%（復興特別所得税除く）へと引